

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 従事者共済会貸付細則

第1条 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 従事者共済会規程第32条に基づく資金の貸付は、この細則に定めるところによる。

(貸付資金の内容)

第2条 東京都社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、次の各号の一に該当するとき、加入者からの申請によりこれを貸し付けるものとする。

- (1) 災害、傷病及び葬祭のための費用
- (2) 結婚、出産のための費用
- (3) 教育のための費用
- (4) 住居、家財等の購入のための費用
- (5) 自動車購入、旅行のための費用
- (6) 前各号の他、生活上必要であり、会長が認めた場合

(貸付対象)

第3条 貸付対象者は、従事者共済会の加入期間が1年以上で、次の各号に該当しない者とする。

- (1) この資金の貸付を受けている者
- (2) この資金の貸付を受けている者の連帯保証人となっている者
- (3) 従事者共済会の掛金を滞納している者

(普通貸付)

第4条 普通貸付の貸付金の額は、300万円を限度とし、貸付額は5万円単位とする。

2 普通貸付の貸付額は、貸付を受けようとする者がその月に退職した場合に給付される退職共済金額を上限とするが、貸付額が55万円以上の場合には退職共済金額の90%以内とする。

(特例貸付)

第5条 第2条第1項第1号に該当する場合は、普通貸付より利率が低い特例貸付とすることができ、その場合の貸付額は100万円を限度とし、貸付額は5万円単位とする。

2 特例貸付は、次の各号に該当し、別に定める書類が添付されて申請された場合とする。

- (1) 加入者の居住する家庭に災害があったとき
- (2) 加入者、配偶者、未婚で同居の子(配偶者の子を含む)、加入者が扶養している父母(配偶者の父母を含む)または祖父母(配偶者の祖父母を含む)が、申込日前後の30日間のうち、連続して、または通算して10日以上入院したとき
- (3) 加入者の配偶者、子(配偶者の子を含む)、父母(配偶者の父母を含む)または祖父母(配偶者の祖父母を含む)の葬祭のとき

(利率)

第6条 貸付利率は、貸付利率表(別表1)のとおりとし、会長は代議員会の審議を得て、普通貸付、特例貸付ごとに、年度内1回に限り新規貸付者より変更することができるものとする。

(遅延損害金)

第7条 会長は、借受人が毎月の返済期限までに返還金を納入しなかったときは、延滞元金に対し年利14.6%の遅延損害金を最終返還金に加え徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情があるときは、会長は遅延損害金を減免することができるものとする。

(貸付申請)

第8条 貸付を受けようとする者は、所定の様式により勤務する施設等の長の同意を得、次の書類を添付して会長に申請するものとする。

- (1) 印鑑登録証明書（借受申込金額が55万円以上の場合）
- (2) 第2条に基づく申込み理由の必要書類又はその写し

(連帯保証人)

第9条 貸付を受けようとする者は、自己の退職共済金が借受申込金額に満たないとき、50万円以下の場合に限り、連帯保証人をつけることにより貸付申請をすることができる。

- 2 連帯保証人は、原則として貸付を受けようとする者と同一の施設等に勤務する従事者共済会加入者で、第3条に定める貸付対象の要件を満たす者でなければならない。
- 3 連帯保証人は、貸付を受けようとする者の借受相当額以上の保証能力を持つ者でなければならない。
- 4 連帯保証人が保証できる範囲は、保証時点における退職共済金相当額までとする。
- 5 連帯保証人が死亡した場合、他法人の施設等に転職した場合、共済加入から退会した場合は、後任の連帯保証人を定めなければならない。

(貸付の決定)

第10条 会長は、第8条に基づく貸付申請を受けた場合、申請の内容を審査の上貸付を決定する。

- 2 会長は、資金の状況により前項にかかわらず、貸付を減額又は中止することができる。
- 3 会長は、貸付を決定したときは、その旨貸付申請者及びその者が勤務する施設等に通知しなければならない。
- 4 貸付の決定を受けた者は、金銭消費貸借契約証書を会長に提出し貸付金を受領するものとする。

(貸付申請締切日・貸付日)

第11条 貸付申請締切日は、別途定める日とし、貸付日は申請月の翌月の1日とする。ただし、緊急性があると会長が認めた場合の申請は、この限りではない。

(貸付決定の取消及び一括返還)

第12条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸付の決定を取り消し、または一括返還させることができる。

- (1) この細則の定めに違反したとき
- (2) その他、貸付申請にあたり不適正な行為があった場合

(返還の方法)

第13条 借受人は、貸付を受けた月から、毎月、貸付金金額別返還表（別表2）に基づいて元利均等で返還を行うものとする。

- 2 借受人が勤務する施設等の長は、借受人の同意を得て毎月給与金等を支給する際、返還額を控除して、これを借受人に代わって毎月末日までに指定された銀行へ払い込まなければならない。
- 3 貸付額が55万円以上の場合は、月賦又は1月・7月の増額併用返還を選択することができる。
- 4 借受人の申請により、貸付金の残額を一括返還することができる。

(返還期間)

第14条 返還期間は、1年単位で貸付金返還期間表（別表3）に掲げた期間内とする。

(共済加入から退会したときの返還)

第15条 借受人が共済加入から退会したときは、貸付金の残額を退職共済金より控除し未返還金に充当する。ただし、借受人の申請により、貸付金の残額を一括返還することができる。

2 会長は、連帯保証人がいる借受人の貸付金の残額が、その者の退職共済金に満たない場合、期日を定めて貸付金の残額を借受人又は連帯保証人に返還させることができる。

(委任)

第16条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この細則の改正は、令和6年10月2日から施行する。
- 3 この細則の改正は、令和7年2月27日から施行する。

(経過措置)

この細則の施行前に決定した貸付については、旧細則の規程を適用する。

昭和53年10月1日	制 定
昭和63年3月24日	一部改正
平成3年5月20日	〃
平成6年3月8日	〃
平成7年2月28日	〃
平成8年2月16日	〃
平成12年3月14日	〃
平成19年3月29日	〃
平成22年3月12日	〃
令和6年10月2日	〃
令和7年2月27日	〃

(別表1) 貸付利率表

普通貸付	年 2.0 %
特例貸付	年 1.0 %

(別表2) 貸付金金額別返還表(抜粋)
(普通貸付)

普通貸付(2.0%)										
貸付金	元利均等月賦払い				月賦払い+増額払い					
	回数	1回目	2回目以降	計	回数	1回目	2回目以降	回数	増額時	計
10 万円	12 回	8,427	8,423	101,080						
20 万円	24 回	8,498	8,508	204,182	5～50 万円は月賦払いのみになります					
30 万円	24 回	12,751	12,762	306,277						
40 万円	36 回	11,440	11,457	412,435						
50 万円	36 回	14,314	14,321	515,549						
60 万円	48 回	12,996	13,017	624,795	48 回	7,794	7,810	8回	31,365	625,784
70 万円	48 回	15,185	15,186	728,927	48 回	9,132	9,111	8回	36,593	730,093
80 万円	48 回	17,338	17,356	833,070	48 回	10,420	10,413	8回	41,820	834,391
90 万円	48 回	19,531	19,525	937,206	48 回	11,706	11,715	8回	47,048	938,695
100 万円	48 回	21,678	21,695	1,041,343	48 回	12,994	13,017	8回	52,276	1,043,001
110 万円	60 回	19,283	19,280	1,156,803	60 回	11,560	11,568	10 回	46,456	1,158,632
120 万円	60 回	21,019	21,033	1,261,966	60 回	12,649	12,619	10 回	50,679	1,263,960
130 万円	60 回	22,761	22,786	1,367,135	60 回	13,681	13,671	10 回	54,902	1,369,290
140 万円	60 回	24,538	24,538	1,472,300	60 回	14,711	14,723	10 回	59,125	1,474,618
150 万円	60 回	26,302	26,291	1,577,471	60 回	15,802	15,774	10 回	63,349	1,579,958
160 万円	60 回	28,040	28,044	1,682,636	60 回	16,836	16,826	10 回	67,572	1,685,290
170 万円	60 回	29,785	29,797	1,787,808	60 回	17,868	17,878	10 回	71,795	1,790,620
180 万円	60 回	31,581	31,549	1,892,972	60 回	18,962	18,929	10 回	76,019	1,895,963
190 万円	60 回	33,320	33,302	1,998,138	60 回	19,987	19,981	10 回	80,242	2,001,286
200 万円	60 回	35,056	35,055	2,103,301	60 回	21,019	21,033	10 回	84,465	2,106,616
210 万円	72 回	31,011	30,975	2,230,236	72 回	18,590	18,585	12 回	74,632	2,233,709
220 万円	72 回	32,488	32,450	2,336,438	72 回	19,475	19,470	12 回	78,186	2,340,077
230 万円	72 回	33,891	33,926	2,442,637	72 回	20,365	20,355	12 回	81,740	2,446,450
240 万円	72 回	35,368	35,401	2,548,839	72 回	21,251	21,240	12 回	85,294	2,552,819
250 万円	72 回	36,843	36,876	2,655,039	72 回	22,134	22,125	12 回	88,848	2,659,185
260 万円	72 回	38,325	38,351	2,761,246	72 回	23,021	23,010	12 回	92,402	2,765,555
270 万円	72 回	39,802	39,826	2,867,448	72 回	23,913	23,895	12 回	95,956	2,871,930
280 万円	72 回	41,280	41,301	2,973,651	72 回	24,797	24,780	12 回	99,510	2,978,297
290 万円	72 回	42,761	42,776	3,079,857	72 回	25,685	25,665	12 回	103,064	3,084,668
300 万円	72 回	44,236	44,251	3,186,057	72 回	26,570	26,550	12 回	106,618	3,191,036

(特例貸付)

特例貸付(1.0%)										
貸付金	元利均等月賦払い				月賦払い＋増額払い					
	回数	1回目	2回目以降	計	回数	1回目	2回目以降	回数	増額時	計
10万円	12回	8,376	8,378	100,534	5～50万円は月賦払いのみになります					
20万円	24回	8,417	8,420	202,077						
30万円	24回	12,633	12,630	303,123						
40万円	36回	11,273	11,283	406,178						
50万円	36回	14,088	14,104	507,728						
60万円	48回	12,773	12,756	612,305	48回	7,637	7,654	8回	30,678	612,799
70万円	48回	14,859	14,883	714,360	48回	8,942	8,929	8回	35,792	714,941
80万円	48回	16,995	17,009	816,418	48回	10,199	10,205	8回	40,905	817,074
90万円	48回	19,124	19,135	918,469	48回	11,463	11,481	8回	46,018	919,214
100万円	48回	21,258	21,261	1,020,525	48回	12,774	12,756	8回	51,131	1,021,354

(別表3)

貸付金返還期間表

貸付金額	返還年数	返還方法
5万円 ～ 10万円	1年	月賦返還
15万円 ～ 30万円	2年以内	
35万円 ～ 50万円	3年以内	
55万円 ～ 100万円	4年以内	月賦返還 増額月併用返還（選択）
105万円 ～ 200万円	5年以内	月賦返還 増額月併用返還（選択）
205万円 ～ 300万円	6年以内	月賦返還 増額月併用返還（選択）